

1 はじめに

- (1) 本校生徒心得は、服装、礼儀、マナー、言葉遣いを学ぶための一助として設定しており、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けている。
- (2) 本校では、個の特性に応じた指導が必要不可欠である。そのため、毎日の活動を通して、個に特性に応じた社会生活に必要な知識などの定着を図るため、細かく設定している。
- (3) 学校の国際化（国際婚や移住等）、性的マイノリティ（LGBTQ）、気温上昇（温暖化）など、社会の変化や時代の進展、生徒を取り巻く状況等を総合的に判断し、随時見直しを図る。

2 生活に関すること

- (1) 状況に応じたあいさつや、正しい言葉遣いを身につける。
- (2) 時間を守り、規則正しい生活を送る。
- (3) 基本的生活習慣を整え、清潔な身だしなみを心がける。
- (4) 他部門、他学部、他学年の棟や他教室に生徒だけで入らない。また、職員のいないところには生徒だけでは行かない。
- (5) 学校生活に不必要な物品は、学校に持ち込まない。
※携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等の通信機器、音楽機器、CD、ゲーム機、漫画、飲食物、プレゼント 等
- (6) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の通信機器を用いた、生徒間のSNS等の利用は、情報漏洩や、友人間のトラブルの恐れがあるため禁止する。

3 服装に関すること

- (1) 服装は、常に清潔にする。身だしなみについては、次の通り定める。
 - ① 髪型は清潔感があり、学習、運動等、日常生活の妨げにならないものとする。
 - ② 前髪は、目にかからない長さにする。かかる場合はヘアピンで止める。
 - ③ 後ろ髪は、自然におろし、肩の線を越えた場合は、黒、紺のゴムで結ぶ。
 - ④ 特異な髪型はしない。（脱色、染髪、パーマ、ツーブロック、モヒカン、付け毛含む）
 - ⑤ 眉毛は剃ったり、抜いたりせず、自然な状態を保つ。
 - ⑥ 髭やもみあげは、きちんと手入れをして、伸ばさない。
 - ⑦ 装身具（ピアス、ネックレス等）、化粧品、整髪料、香水類は使用しない。
- (2) 制服、校内着（体操服）について。
 - ① 制服は、原則として本校指定のものとし、登下校時、卒業式や始業式等の学校行事、校外学習時は必ず着用する。
 - ② 移行期間中の制服は、ブレザー無しでのカッター、ブラウスの着用を認める（但し、ネクタイ・リボン着用）。ブレザーの下は、ポロシャツの着用も認める。
 - ③ 校内では、原則として本校指定の校内着（体操服）を着用する。
 - ④ 制服及び校内着の下は、制服や校内着からはみ出さないものとし、色や模様等のわかりにくいものとする。
※ 体調や家庭の事情等により、着用できない場合は担任、部門、学部、生徒指導部の許可を得る。

(3) 防寒着・防寒具について

※ 防寒具とは、ネックウォーマー、手袋、マフラー、帽子などを指す。

- ① 華美でないもので、色は黒・白・茶・紺・グレー等の無地を基調とする。判断が難しい場合は、担任、部門、学部、生徒指導部で検討する。
- ② 通学時だけでなく、朝の運動や体育、作業学習の時間にも着用することがあるので、安全で動きやすいものとする。
- ③ フード付きのパーカーやジャンパー等も許可する。但し、ブレザーや冬校内着の上に着用する。
- ④ 校内では制服及び校内着を原則とし、保温着等で体温の調節を行う。但し、気温が低い時の通常授業や、集会等での着用については、実態に応じて学年で判断する。
- ⑤ 女子のストッキング、タイツ等は、制服を着た際に、適当であると判断できる華美でない色と形状のものとする。また、ハーフパンツの下にストッキング、タイツ等が見える着装はしない。寒ければ長ズボンを着用し、運動時は危険防止のため靴下を履くことが望ましい。

※ 上記の記述を原則とするが、生徒の実態に応じて、各学年で判断する。その際、学部全体に報告する。

4 行動に関すること

- (1) 生徒だけでの外出は必ず保護者に届け、18:00までに帰宅する。
- (2) 保護者を伴わない単独での男女生徒が、行動をとることは禁止する。
- (3) 友人宅の外泊は、保護者同伴、もしくは保護者の許可があっても禁止する。
- (4) 次の問題行動は、懲戒の対象とする。

1 暴力行為	3 不良行為	4 交通関係
① 対教師暴力	① 喫煙等	① 交通事故
② 生徒間暴力	② 飲酒等	② 交通違反
③ 対人暴力	③ 薬物乱用	5 校則違反等
④ 器物損壊	④ 危険物携帯	① 服装・頭髪違反
2 刑法犯行為	⑤ 性の逸脱行為	② いじめ
① 強姦・わいせつ	⑥ 不健全娯楽	③ 不正行為
② 恐 喝	⑦ 怠 学	④ 指導拒否
③ 窃 盗	⑧ 家 出	6 その他
④ 万引き		① その他の行為
⑤ 占有離脱物横領		

- (4) アルバイト、運転免許の取得は、原則として禁止する。但し、次の条件を満たす場合に限り、許可することもある。
 - ① 卒業後の進路が確定し進路先から要望がある。
 - ② 全てにおいての、許可願を提出する。(生徒指導部保管)
 - ③ 学校・寄宿舎生活に支障をきたさない。(欠席をしないなど)
 - ④ 運転は、卒業後、進路先から必要と言われるまではしない。

5 通学に関すること

- (1) 単独バス通学を希望する場合は、「単独バス通学届」を提出し、「単独バス通学の決まり」を守って通学する。
- (2) その他の通学方法については、学年、学部、生徒指導部で協議し、学校長の許可を得る。
- (3) 通学時に、携帯電話・スマートフォンの所持が必要不可欠と認められる場合は、「携帯電話・スマートフォン所持願」を提出し、「携帯電話の使用の決まり」を守って使用する。